

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

——信託統治制度適用の経緯について——

平山龍水

はじめに

- 一、朝鮮独立と大韓民国臨時政府の承認
- 二、信託統治と国務省の戦後計画
- 三、朝鮮と信託統治

結　　び

はじめに

一九四三年十二月一日米英中の三国による　カイロ宣言が発表され、朝鮮民族の長い間の悲願であった戦後朝鮮の独立が明らかにされた。しかし、この独立には "in due course" —— しかるべき過程を経て —— という付帯条件が付けられていた。

この付帯条件にはアメリカの朝鮮に対する戦後構想、すなわち信託統治を実施するという意図が隠されていたのである。

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

なぜアメリカが信託統治制度を朝鮮に適用しようとしたのか。解放後に朝鮮半島が南北に分断される過程を探るうえで、この問題について深い考察を加えることは是非とも必要である。しかし、従来のこの分野に関する研究は、朝鮮戦争の歴史として簡単に触れられたに過ぎないか、あるいはまた信託統治制度を朝鮮に適用しようとするアメリカの目的を説明することに主にその焦点が据えられてきた。

もちろん、朝鮮に対する信託統治の目的を見極めることは重要である。しかし、信託統治制度は朝鮮だけでなく、戦後計画立案の過程で幅広い地域にわたって実施が検討されていた。したがって、信託統治制度がどのようにして戦後世界に利用され、またそれが朝鮮にも適用されるようになったのか、その経緯を探らないでは、アメリカの戦時における朝鮮政策の本質を描き出すことは出来ないであろう。

本稿は、これまであまり省みられることのなかった一九四

一年十二月から一九四三年五月まで、つまり、アメリカの参戦からローズベルトによって朝鮮への信託統治の実施がイ・デン英外相に明らかにされるまでのアメリカの朝鮮政策を検証する。それとともに、これまでの研究で不十分であった、信託統治制度がアメリカの戦後計画に生かされていく過程を一次資料をもとに追う。

そうすることによって、信託統治制度と朝鮮との関係が解明され、朝鮮に信託統治が適用される真の意味が明らかになってくるものと思われる。

第一節 朝鮮独立と大韓民国臨時政府の承認

朝鮮半島が日本に併合されて以後、アメリカ政府は朝鮮の植民地化を容認し、朝鮮の独立問題に対しては常に消極的な態度で臨んでいた。朝鮮人から繰り返し出された独立のための支援への要請は何ら考慮されることなく、国務省の書類の山に埋もれていったばかりか、一九一九年のパリ講和会議やその後のワシントン軍縮会議（一九二一年―一九二二年）でも独立を求める朝鮮人の訴えは拒否されたのである。³³

このようにアメリカ政府が朝鮮の独立問題に対して消極的であったのは、不安定で腐敗した以前の朝鮮政府よりも、日本の支配によって安定した体制を朝鮮に維持されるほうがアメリカの利益により適うと判断されたからであった。³⁴

しかし、日本軍の真珠湾攻撃を契機とするアメリカの第二次大戦への参戦は、朝鮮問題に対するアメリカ政府の政治的・戦略的関心を呼び起こす結果となった。

一九四二年二月二十三日ローズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領は炉端談話のなかで、「ヨーロッパの征服された民族はナチの支配がどのようなものであるかを知っている。そして、朝鮮や満州の人々も日本の過酷な圧政を身に染みて知っている」と語って、朝鮮に関心を寄せていることを窺わせた。そして、アジア民族の将来が連合国の勝利にかかっていると訴えるとともに、民族の自決権を謳った大西洋憲章がヨーロッパだけでなく、全世界の民族に適用されることを明らかにし、戦後朝鮮を含めたアジア全体が枢軸国の支配から解放されることを示唆したのである。³⁵

一方、国務省ではこの大統領による談話より前に、すでに朝鮮問題に対する取り扱いが検討され始めていた。当初、国務省の当面の関心は、朝鮮の独立公認問題と、それまで一度かワシントンにいた欧米外交委員会委員長の本承晩を通じて非公式に承認及び支援の要請が出されていた大韓民国臨時政府をどう扱うかにあった。

この大韓民国臨時政府は、一九一九年三月一日に朝鮮の京城で発生し、全国的規模で展開された三・一独立運動の影響を受け、同年四月に海外で活動していた朝鮮独立運動家たち

の手によって中国の上海で結成された。その後、日本軍の中国本土侵攻にもなって中国国内を転々とし、一九四〇年からは中国国民政府とともに重慶に位置していた。⁽⁶⁾

一九四一年十二月二十二日ハル (Cordell Hall) 國務長官はガウス (C. E. Gauss) 駐中国大使に、大韓民国臨時政府に關して、その組織や構成員、武装兵の数や活動範圍、朝鮮や滿州の革命勢力との關係、さらに彼らに対する中国国民政府の態度などについて調査するよう訓令を出した。

ハルの訓令に対するガウス大使の報告は、大韓民国臨時政府のある重慶には二百人たらずの朝鮮人しかいないこと、現時点では中国政府の大韓民国臨時政府に対する態度はそれ程熱心ではないこと、左派の朝鮮民族革命党が滿州の朝鮮人たちの支持をより多く集めていることなどで、その組織や支持者などについて詳しい情報を伝えるものではなかった。⁽⁸⁾

このガウス大使の報告を受けたウエルズ (Samner Welles) 國務長官代理は、一九四二年二月十二日イギリス政府に朝鮮問題に関する見解を求めるために書簡を送った。このなかで彼は次のように述べて、アメリカ政府の立場を明らかにしたのである。

「独立と戦争への参加に関心を持つ国内のさまざまな朝鮮人グループがわが政府と交渉を持つようとしている。わが政府は枢軸国に敵対する者からあらゆる可能な支援を得よう」と望

んではいるが、現在のところいかなる組織に対しても日本の圧迫に対する朝鮮人の主要な抵抗運動としてこれを認めたり、将来朝鮮を承認することについても何ら言質を与えることは考慮していない」。

そして、こうした立場に立つたうえで彼は、朝鮮人の反日闘争にアメリカ政府が関心を持つて示す一般的な声明を出す考えのあることを伝え、これらの問題に対するイギリス政府の意見を要請したのである。ウエルズはここでアメリカ政府が現時点で朝鮮の独立を公認したり、独立運動の組織を承認したりする考えのないことを明確にしているが、こうした態度は朝鮮問題だけに限られたものではなかった。この頃、アメリカ国内には枢軸国によって占領・統治されたヨーロッパの国々を含め、世界のさまざまな地域の独立・解放を目指す組織やグループが存在し、アメリカ政府に支援と承認を求めるなどの活動を展開していた。これらの集団に対してアメリカ政府は、多民族からなるアメリカ国民の世論の分裂を招くという理由から単に彼らの運動に同情を表明するにとどまり、それらを公式・非公式にかかわらず承認しようとはしなかったのである。⁽¹⁰⁾この世界各地の独立運動組織に対するアメリカ政府の消極的な態度が朝鮮問題にも影響していたのである。

ウエルズの書簡に対するイギリス政府からの回答は二月二

十八日に寄せられた。その内容は、朝鮮人の間にはかなりの不統一が見られること、また、中国政府からの情報として、朝鮮人グループは反日活動に役立つと考えられるが、各グループの間で政策的に大きな隔たりがあるため、党派の統一がなされるまでは承認は問題とはならないというものであった。さらに、アメリカ政府が出そうとする声明についても、イギリス政府は、朝鮮人が日本国内、あるいは朝鮮内において反日闘争を行う可能性は少ないと考え、現在のように日本に有利な戦況下では英米の公式声明や承認が日本占領下の地域で有効な反応を引き起こすとは考えないということ伝えていた。そして、もし状況が日本に不利に変化した場合、先の公式声明は良い結果をもたらすであろうが、現在におけるイギリス政府の態度は朝鮮人の独立に対する希望に共鳴を寄せるにとどめるというものであった。

ウエルズは、こうしたイギリス政府の見解が大体においてアメリカ政府のものと同じであることを確認し、さらにガウス大使に対しても彼の意見を求めた。

ガウス大使もまた、ウエルズが明らかにしたような朝鮮の独立運動に関してアメリカ政府が何らかの声明を出すことに否定的であった。彼は、そうした声明は戦況が日本に不利になるまでは効果的ではないし、さらに朝鮮問題はインドを含めたほかのアジアの植民地の独立志向とも関係しているた

め、それら地域の住民に対するアメリカ政府の態度を示すことなく朝鮮問題にアメリカが声明を発することは適切ではないとしたのである。

こうして二月から三月にかけて行われたイギリス政府やガウス駐中国大使と国務省との間での朝鮮問題に関する意見交換によって、大戦初期におけるアメリカの朝鮮政策がほぼ方向づけられていった。

一九四二年四月アメリカを訪れていた中国外相宋子文はロースベルトに朝鮮問題に対する中国側の提案を手渡した。それは、中国領内にいる大韓民国臨時政府勢力と朝鮮民族革命党勢力の二つの対立する朝鮮人グループを統一させることによって効果的に対日戦に利用し、さらに政治的方策としては朝鮮人の士気を高めるために適当な時期に連合国、特に太平洋戦争協議会の構成国が戦後に朝鮮の独立を実現するという決議と、大韓民国臨時政府の承認を行うというものであった。

ロースベルトはこの書簡をウエルズに送って彼の助言を求めた。これに対しウエルズは、「連合国、特に太平洋戦争協議会が朝鮮人非正規軍を組織し、彼らに装備を与えるという提案には全く同意」し、もし大統領が望むなら大統領のために軍から実地的な方法を含めた勧告を得るための措置を取るとした。しかし、対立する朝鮮人グループの統合を促進し、

大韓民国臨時政府の承認を適切な時期に行うという提案については、両グループの間に密接な関係はなく、この点について中国大使を通じてさらに情報を集めるとともに、両者の統合の可能性について中国政府に見解を求めていることを明らかにした。また彼は、朝鮮を独立させるとの太平洋戦争協議会の声明には心から同意するものの、そうした声明を現時点で行うことは現実性がないという理由から賢明ではないとしたのである。

そして、最後にウエルズは宋外相の書簡に対する当面の提案として、朝鮮軍の組織と武装にはできる限りのことをするとともに、中国やイギリス政府との協議のもとで朝鮮人グループの融合を促す一方、より適切な時期まで朝鮮の臨時政府への承認や朝鮮の将来の独立に関する声明は延期すべきことを大統領に進言したのである。¹⁵⁾

この宋外相とローズベルトとの会談がワシントンで行われている頃、中国政府内でも大韓民国臨時政府の承認問題が改めて検討されていた。この会議では、大韓民国臨時政府が承認された場合のソ連の反応と、現時点で植民地の独立を提議することに對するイギリスや他の諸国の反応に関心が寄せられた。特に、ソ連の動向については非常に慎重を要する問題として受け止められていた。なぜなら、シベリアのソ連軍には朝鮮人で構成される二個師団があり、日ソ戦争が生じた場

合、これらの師団はおそらく朝鮮侵攻に利用されるとともに、ソ連によって国内に何らかの政府が樹立される際に使われるとの恐れがあったためである。そのため、もし大韓民国臨時政府がその時承認されていたなら、困難な問題が生じるとの憂慮がなされた。そして、三時間にわたる議論の結果、最終的な決定は蒋介石に委ねられたのである。¹⁶⁾

この後、蒋介石が重慶に戻ったことを機に中国政府内でも再び大韓民国臨時政府の承認問題が検討された。その結果、中国政府が朝鮮、タイ、それにビルマなどの地域に領土的野心を持っていないこと、及び大西洋憲章の原則に従うことを明らかにするために、早期に大韓民国臨時政府の承認をなすべきとの結論に達し、この件について蒋介石はガウス大使を通じてアメリカ政府の意見を求めてきたのである。¹⁷⁾

ハルはこの中国政府の要請をローズベルトに知らせる書簡のなかで、ソ連もまた朝鮮問題に特別な利害関係を持っているために、もし中国が大韓民国臨時政府を認めた場合、ソ連もイデオロギー的にソ連と同じくするほかの朝鮮人グループを支援するかも知れないと述べ、ソ連の反応に注意を促した。そしてさらに、朝鮮の独立と朝鮮政府の承認問題は多くの複雑で微妙な問題を含んでいるため、この際アメリカ政府のはっきりとした態度を中国政府に伝えることが望ましいとの考えを大統領に伝えたのである。¹⁸⁾

そして彼は五月一日にガウス大使に対し、中国政府にアメリカ政府の見解を伝えるよう訓令を出した。その訓令のなかでハルは、アメリカ政府は征服された人々から戦争に勝利が得られた後に彼らが彼ら自身の政府を選び、これを樹立するための自由を奪うよういかなる方策も取らないとしたうえで、朝鮮のある特定のグループを、(a)朝鮮の独立を達成しようとするグループ間に統一性が欠如している(b)朝鮮領域外に存在するそれらグループは、朝鮮内にいる人々と何らつながりを認められない可能性がある」という理由で、早急に承認を与える意思のないことを明確にしたのである。それと同時に彼は、朝鮮問題がアメリカ政府から政府としての公式承認を得ようとしているほかの多くの解放運動に与える影響に注意していることを示唆したのである。

ハルのこの回答をガウス大使が中国側に伝えた際、中国政府はすでに先のローズベルトと宋外相との会談の結果を受けて中国政府内でも大韓民国臨時政府の承認問題を再度検討し、より適切な時期まで承認を延期する旨ガウスに伝えている。このことは、ローズベルトがウエルズの助言を受け入れ、これが宋外相を通じて中国政府に伝えられたことを窺わせるものといえよう。

こうして一九四二年五月までに朝鮮問題に対してアメリカ政府は、当面の措置として、対日戦に利用するために対立す

る朝鮮人グループの統合を促す一方、朝鮮の独立と大韓民国臨時政府の承認を現時点で公約することはしないという方針を固めていたのである。

このようなアメリカ政府の政策は、アメリカを取り巻く当時の状況に左右されてのものであった。まず戦略的には、太平洋戦線において一九四二年一月のマニラ陥落をはじめとして、二月五月にはシンガポールが日本軍に攻略され、続く三月八日にはビルマも占領されるなど、連合軍は相次いで敗退を強いられていた頃であった。こうした状況のもとでは対日戦に有効なあらゆる者からの支援を仰ぐことは必要と考えられた。次節でみるように植民地主義に反対するローズベルトが北アフリカでのフランス軍の協力を得るために、戦後フランスの植民地をふくめたフランス帝国の再建を願っているという趣旨の書簡を認め、フランスの将軍に伝えようとしたのもそのためであったといえよう。

特に、朝鮮人による後方からのゲリラ戦や謀報活動によって日本軍の背後を攪乱させることは、戦況の転換に一助をなすものと思われた。同年四月二十五日付けで情報調整局がまとめた報告でも、朝鮮人たちは対日戦争を遂行するうえで連合国にかなり役立つことが明らかにされている。

ハルが朝鮮人同士の不和のためにその現実的な効果を疑いながらも、アメリカ国内で対立する朝鮮人グループの代表者

たちの会談に政府が非公式に仲介を行うことを認めたのは、こうした戦略的な必要に迫られてのことであつた。⁽²³⁾

しかし、こうした戦略的な必要から朝鮮人を対日戦に利用するために、大韓民国臨時政府などの政治グループを公式に承認することは戦後処理においてその法的地位などさまざま問題を生じさせる恐れがあつた。⁽²⁴⁾ なせなら、第二次大戦に参戦して間もないアメリカには、大西洋憲章あるいは「四つの自由」という原則以外に、戦後の領土問題の取り扱いについての具体的な計画はなく、また他の連合国との間にも何らの合意もなされていなかった。⁽²⁵⁾ こうした状況のもとでアメリカ政府が独自に特定の団体や組織に承認を与えるなどの決定を行うことは、単にアメリカ国内の世論を分裂させるだけでなくとどまらず、連合国の間に摩擦を生じさせることにもなりかねなかつたのである。一九四二年一月に発表された連合国宣言への支持を表明し、宣言に署名したいと申し入れたラトビアやルーマニアなどの代表に対して、アメリカ政府が慎重な態度を取らざるを得なかつたのも、彼らの署名を許すことによつて生じる連合国間における政治的な軋轢や困難を避けようとしたためであつた。⁽²⁶⁾

特に、朝鮮問題については中国国民政府と密接な関係をもっており、保守的だとされる大韓民国臨時政府にアメリカが承認を与えることは、ハルの指摘にもあつたようにソ連か

ら「逆の対応」、つまり親ソ朝鮮人グループへの支援という結果を招く可能性があつた。この朝鮮問題に関してソ連が深い利害関係を持つてゐることは、早くから國務省のなかで認識されていた。そして、ソ連を刺激して朝鮮問題を複雑化させないためにも、当問題にソ連を関与させようとする考えが既に國務省のなかに芽生えていたのである。⁽²⁷⁾

また、この頃のアメリカは日本軍のインド侵攻を阻むためにインドに自治権を認め、彼らから自主的に戦争への協力を引き出そうと考へてゐた。しかし、イギリス政府はインド問題をイギリス自身の問題と見なし、アメリカの干渉を嫌つてゐた。⁽²⁸⁾ こうした時期にアメリカが朝鮮の独立を公に認めることは、インドをはじめとする他の植民地の独立運動を刺激することになる。その結果、広大な植民地を有するイギリスとの間に關係悪化を招き、戦争遂行に支障を来すことをアメリカ政府は恐れていたのである。⁽²⁹⁾

なかでも、一九四二年三月にイギリス政府が派遣したサー・スタフォード・クリップス (Sir Stafford Cripps) 率いる使節団とインド独立運動指導者たちとの間で行われた、インドの自治権を巡る交渉が決裂したことが、アメリカ政府の朝鮮を含めた植民地独立運動に対する対応を鈍らせる大きな要因となつた。ウエルズが大統領宛書簡のなかで、

「最近インドの独立問題が太平洋地域の人々の間で注目の

的となつており、クリップス交渉の失敗によつてわれわれがイギリス政府とインドの人民との間の、インドの自由を規定した合意声明をより幅広い政策を発表するための綱領として利用できなくした。もし、クリップス交渉が成功していたなら、私はあなたにフィリピン³⁰の独立を認めたり、朝鮮に独立をもたらしたり、日本に侵略された地域の人々の自由を回復するために、日本が侵略したすべての地域から日本人侵略者を排除することを主張する国々の決意を認める声明を太平洋戦争協議会がなすことを勧告していたであらう」³⁰と述べたのも、こうした状況を物語るものといえよう。

第二節 信託統治と国務省の戦後計画

朝鮮の独立公認及び、大韓民国臨時政府の承認を棚上げすることが当面の政策として形成されていくなか、国務省内部では戦後計画全般にわたつて検討を行い、国務長官を通じて大統領に勧告を行うために戦後対外政策に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Post-War Foreign Policy; 以下諮問委員会と略す) が設置された³¹。

この諮問委員会は、戦後計画に関して政府内部はもろろん一般からの幅広い意見を集約するために、ハルやウエルズら国務省官吏のほかに上・下院議員、国務省以外の政府機関官吏、一般私人などいろいろな分野からの人材によって構成さ

れていた。一九四二年二月十一日に諮問委員会の第一回全体会議が開かれた後、その傘下に政治分野に「政治問題」、「領土問題」、「安全保障問題」の三つ、経済分野に「経済政策」、「経済再建」の二つの小委員会がそれぞれ設置された。そして、三月初めには各小委員会の活動が開始されている³²。

しかし、国務省内部でこうした戦後計画の検討が始まつて間もない時期に、ローズベルトは既に戦後の領土問題の取り扱いについて彼の考えを明らかに始めていたのである。

同年六月一日モロトフ (Vyacheslav M. Molotov) ソ連外相との会談のなかで彼は、世界中には安全保障上弱小国から取り上げられるべき多くの島々や植民地があると述べ、スターリン (Iosif V. Stalin) にこれらの地域に国際信託統治の樹立を考慮することが有益であると提案した。そして、信託統治の原則が受け入れられることは従来の委任統治制度が破棄されることを意味するとして、具体的に日本の委任統治領やイギリスによつて保有されている島々をあげ、これらの地域はその経済を含めていかなる国にも所属すべきではなく、三ないし五カ国で構成される国際委員会のもとに置くことを明らかにしたのである。

また彼は、同時に植民地問題についても言及し、インドシナ、タイ、マレーそしてオランダ領東インド諸島などを取り上げ、これらの地域が自治にいたるまでにはそれぞれ異なっ

た期間が必要であろうが、彼らと同じく独立に向かおうとしていることは明らかであるため、白人国家は永らくこれらの地域を植民地として持ち続けたいと思うことは出来ないと言った。そして、蒋介石の考えであるとしながらも、それらの地域を自治の準備が出来るまで暫定的に信託統治下に置くことを提案し、モロトフにこの件に関してスターリンと検討するよう求めたのである。

このように彼は、国務省で進められていた戦後計画立案に先立って、戦後に安全保障の確保あるいは植民地が独立するまでの暫定的な措置として、一定の地域に信託統治制度を適用する構想を明らかにしたのである。

植民地が独立すべきだとする信念は、大戦に参戦する以前からローズベルトのなかに生まれており、彼ははやくからイギリスなどに代表される植民地制度に批判的であつた。⁽³⁴⁾ こうした植民地主義に対する彼の考えは、民族の自決権を認めた大西洋憲章について、イギリス政府が同憲章が枢軸国に占領されたヨーロッパにのみ適用され、インドやビルマ、それに他のイギリス帝国には何ら影響を与えないものと解したにもかかわらず、彼はあくまでも全世界に適用されるという立場を堅持したことからも窺える。⁽³⁵⁾

ローズベルトはこの自らの植民地についての考えをモロトフとの会談が行われる前の二月にイギリス政府にも伝えよう

としていた。彼はチャーチル宛の書簡で、

「私は、個人的にはいままで一度も極東を訪れたことはありませんが、一方のヨーロッパ人とアメリカ人、もう一方の東アジアや南アジア、それにインドの様々な人種との間の関係についての問題に何年も間深い関心を持ってきました。私の考えでは、古い関係は十年か二十年前に存在しなくなっており、それに代わるものは一九〇二年にまで遡って形成され、以来ずっとかなりの一貫性をもって続けられてきたフィリピンに対する最終的な自由というアメリカの政策以外には未だ成し遂げられていないということは疑いのないことです」と述べ、アメリカ政府の対フィリピン政策を除いては「主人と下僕」という古い関係がイギリスやオランダの植民地で変わることもなく続けられているという認識を明らかにした。そして、その結果として「アジア人のためのアジア」という大きなうねりが突然イギリス人やオランダ人の前に現れたのであり、そうした世界の変化に目を向けるよう彼はチャーチルを説得しようとしたのである。⁽³⁶⁾

彼のこの書簡は、インドに自治権を認めるようイギリス政府に働きかけるために書かれたものであり、その主な目的はインドへ日本軍が侵入するのを阻止するためにインド人からの自発的な協力を得るという軍事的なものであつた。⁽³⁷⁾ しかし、インド代表との交渉のためにイギリス政府が派遣したクリッ

ブス使節團も、結局は植民地に自治権を認めようとしなないイギリス政府の頑なな態度によって決裂したのである。クリップス交渉が決裂しそうな状況を見たローズベルトは、なんとか交渉を持続させようとする努力を行った。彼は、「もし、イギリス政府にインドの一部が戦後に大英帝国から分離することを喜んで許す気があるのなら、戦時中に彼らが自治と同義なものを享受することをなかなか許そうとしないのは何故か、その理由をアメリカの世論は理解できない」とする内容の書簡をチャーチルに送り、いま一度クリップスによる交渉を続け、インドに自治権を認めるよう訴えた。しかしチャーチルは、ローズベルトの要請に答えるためにはインド問題を再び正式に閣議に諮らなければならぬこと、クリップスは既にインドを離れていることなどを理由に彼の要請を拒否する回答を行ったのである。この後、インド問題は戦争が終わるまで米英両国の間で取り上げられることはなかった。

こうした植民地の独立に消極的なイギリス政府の態度が、ローズベルトが戦後に植民地を独立させるための布石として信託統治制度を植民地に適用する構想を打ち出した背景にあったといえよう。

モロトフとの会談でローズベルトは、植民地に信託統治制度を実施するという考えが蒋介石の提案であると語っている

が、実は既に過去において彼自身が関与して、帰属の定まらない領土問題を解決するために信託統治制度は利用されていた。例えば、一九三八年二月かねてから英米の間で主権の帰属が争われていた太平洋上の島々のなかで特に航空基地として利用価値の高いカントン諸島及びエンダーバリー諸島に対して、ローズベルトはイギリス首相宛に個人的書簡を送り、英米両国が二十年から五十年の間これらの諸島を合同で信託下におくという提案を行っている。この提案がイギリス政府におく協定草案が作成されるにいたつては、

さらにその翌年にはイースター島及び南極大陸を南北アメリカ大陸の各国が合同して信託統治にあたるという構想をローズベルトは明らかにしている。

このようにローズベルトは、その帰属が問題となつた領土を関係各国が合同で管理し、それによって各国間の紛争を回避するという点で信託統治制度が適していることに早くから着目していたのである。

その後第二次大戦が勃発すると、この信託統治制度をアメリカに隣接するヨーロッパ諸国の植民地の処遇にも適用することがアメリカ政府内部で検討された。一九四〇年七月ハル國務長官は汎米会議において西半球に存在するヨーロッパ諸国の植民地について言及し、戦争の拡大によってこれらの地

域が脅威に晒されようとしているとの憂慮を表明した後、南北アメリカ諸国の名のもとで集団信託統治を行うことを提案したのである。

ローズベルトが植民地独立を実現するうえで具体的な例として頭に描いていたのは、先のチャーチルへの書簡のなかにもあったように、アメリカのフィリピンの対する政策であった。

モロトフとの会談で彼は、フィリピンで四十二年間かかってアメリカがなし得たことについて言及した。そして、信託統治にあたる国は二十年間被信託統治国が自治にいたるまで努力するようになるであろうと述べ、アメリカのフィリピンに対する政策がイギリスやオランダの植民地にも実施されるべきであるとの考えを示したのである。

彼にとってフィリピンはアジア諸国が将来発展していくモデルとなるものであった。彼によればフィリピンに対するアメリカの政策は二つの重要な要素から成り立っていた。その一つは教育の普及と物質的、社会的、経済的に必要なものを知り、これを充足することを通じて準備を行う期間であり、第二には地方自治から始めて完全な国家へと到る間にいろいろな段階を経て徐々に自治を実施し、究極的に独立主権国になるための訓練期間であった。

彼はこのような考えを大統領になる以前から既に抱いていた。

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

た。一九二八年当時海軍省の次官であった彼は雑誌『フォーリン・アフェアーズ』に寄稿し、スペインから得たフィリピンを最終的に自治への準備が出来るように教育するというのがアメリカの国策であり、それが平和的に問題を解決し、兄弟国を助けて世界の尊敬と親善を得ているアメリカの外交政策の姿勢を世界に示すことに役立ったと主張している。

そして、ローズベルトがアメリカのフィリピン政策のなかに見出した植民地住民の保護と教育という役割を信託統治制度に結び付けて考えるようになったのは第二次大戦が勃発してからであった。一九四〇年四月に記者会見の場で彼は、ドイツ軍のデンマーク侵入によってその処遇が問題となったデンマーク領グリーンランドについて信託統治制度を適用することを示唆した。このとき彼は日常の市民生活における受託人を例えて、「言いかえるなら、受益者たる委託人のために報酬や利益を求めないで彼らの財産を引き継ぎ、教育や物質的に必要なものについて世話をし、財産を築き、事故や攻撃から守ってやる人、これがわれわのような大国と非常に小さくて、そして新しく生まれた未熟な国との間の関係における新しい考えである」として、信託統治のもとで地域の住民の保護と教育を行うという考えをはじめて明らかにしたのである。

さらに、大西洋憲章が署名されて間もない頃にも彼は、

「私的分野における信託の原則が国際的な領域にまで拡大されるべきでないという理由はないと思われる。信託は没我的な奉仕の原則にもとづいている。少なくとも当分の間は、善行の精神に戻るよう導かれなければならない数多くの成人した国々や人々がいるのと全く同じように、世界の人々のなかには他の国や人々との関係において受託人が必要な数多くの小さな子供たちがいる」として、国際領域においても小国の住民の教育と保護という目的で信託統治制度が適用可能であるとの考えを示したのである。⁴⁹⁾

以上のことから明らかなように、戦後の植民地及び一定の地域に信託統治制度を実施しようとする構想はロースベルトの個人的な発想によるものといえよう。彼にとつて信託統治制度は植民地制度のもとの「主人と下僕」の関係を清算させるうえで有効な手段であり、それと同時に、関係諸国が共同で管理することによって主権の帰属を問題とすることなく安全保障上必要な地域を確保できる方策でもあったのである。

植民地に信託統治制度を実施し、独立に到るまでの間住民の保護と教育を行うというこのロースベルトの構想を國務省の戦後計画のなかに反映させようとしたのは、國務省内でも大統領と密接な関係をもっていたウェルズ次官であった。⁵⁰⁾

先のロースベルト・モロトフ会談に参席していなかった

が、ロースベルトが戦後インドシナなどの植民地に信託統治を適用する提案を行ったことを知っていた彼は、ロースベルトが信託統治制度を戦後利用しようとした意図をよく理解していた。そして、彼はこの信託統治制度を戦後の領土問題解決のために幅広く利用するよう、諮問委員会のなかで中心的な役割をもっていた政治問題小委員会 (Subcommittee on Political Problems) の場で積極的に働きかけていたのである。⁵¹⁾

彼はそこで、植民地制度は戦争の原因となっており、ヨーロッパによるアジアの支配が続くかぎり平和の可能性はないと繰り返し訴えた。また、植民地宗主国に対し自由を求める多くの虚げられた人々が存在し、もし彼らを支援するための何らかの制度が新しく機能しなければ、彼らの要求は爆発し、世界が再び困難な状況に陥るといふ憂慮を示し、信託統治制度がそうした状況を防ぐための安全弁であり、ひいては将来の平和を保障するものでもあるという考えを國務省のなかに広めようと努力したのである。⁵²⁾

このウェルズが政治問題小委員会で信託統治制度を適用する対象として示唆したのが朝鮮であった。一九四二年八月一日にそれまでヨーロッパ問題を中心に論議がなされていた政治問題小委員会で極東問題が取り上げられ、日本をはじめとする東アジアの戦後の領土の取り扱いが話し合われた。この

とき小委員会ではまず戦後における日本の領土について検討され、その結果、安全保障上の検討が後に行われることを前提に、一般原則として「日本は一八九四年―一八九五年の日清戦争以前に獲得した領土のみ保持できる」との方針が定められた。したがって、一九一〇年に併合された朝鮮は、満州や南サハリン、それに台湾などとともに戦後日本から分離されることとなったのである。⁽⁵⁴⁾

そして、戦後の朝鮮の処遇に議論が及んだとき、ウエルズは「独立した朝鮮を樹立するための努力がなされねばならないというのが委員会の意見であると思う」と述べ、朝鮮を戦後独立させることを前提とする点で出席者一同の同意を得た。さらに彼は続けて、「もしこの意見が受け入れられたら、われわれは朝鮮の存立の見込みや、なされるべきさまざまな調整、それにその国が少なくともはじめは信託統治下に置かれる必要があるのか否かについて専門家の意見を聞きたいと思う」と述べて、小委員会ですべて戦後の植民地朝鮮に信託統治制度を適用することについての可否を問うたのである。⁽⁵⁵⁾

このときウエルズは、ローズベルトと同じく小委員会の出席者に、現在の戦争が終わるときヨーロッパ人による東洋人支配の時代は終わるべきであるとの考えを明らかにした。そして彼は、アジアにおける戦後の領土問題解決の手掛かりとして信託統治制度を持ち出したのである。彼によれば、連合

国が戦後にある種の地域的な機関を樹立し、中央組織から権限を受けたこの機関が後進地域の人々が自立できるまで彼らの世話をするというものであった。彼もまた、ローズベルトと同様にアメリカがフィリピンのために行ったことに誇りをもっていた。そして、委任統治制度は役に立つが限界があるため、ある組織の権限のもとで最も直接的に関心を有する国が参加する地域的な信託統治制度を考慮することが問題を処理するうえで助けになると主張したのである。⁽⁵⁶⁾

また、同じく八月八日の同小委員会の会議でもウエルズは戦後植民地の処遇について、「民衆の解放が主要な原則であるべきである。これらの民衆の多くは現時点で自治政府を実施することは出来ない。ここが信託統治の因つて来るところである」とし、連合国はできる限り早く彼らが自治に到るよう彼らの能力を發展させる努力をすべきであると訴えたのである。⁽⁵⁷⁾

特に、この日の小委員会では信託統治制度のもつもう一つの役割が浮彫りにされた。ウエルズは、植民地は例外なくヨーロッパ人によって搾取されており、いくつかの国のみが世界の資源を共同で管理していると主張した。それゆえ、信託統治制度が植民地住民を支援するだけでなく、その地域で生産される資源を管理するためにも役立つという考えを明らかにし、そうすることによって地域の住民だけでなく、すべての

人々に利益がもたらされると述べたのである。⁵⁸

彼は、この信託統治の原則は全世界の植民地に普遍的なもので、特殊な地域だけに限られるべきではないと主張したが、信託統治を全世界の植民地に適用することには参席者のなかから意義が出された。⁵⁹ 結局、この問題については結論は得られなかったが、小委員会ではウエルズの見解が受け入れられ、植民地の独占的な管理によつて重要な原材料への接近が困難となつている地域に信託統治制度は非常に適していることが認められたのである。⁶⁰

この信託統治に与えられたもう一つの役割は、その目的こそ全世界の利益という利他的な考えにもとづいていたが、多分にアメリカ自身の利益に対する考慮がその裏面に働いていたものといえよう。第一次大戦後に経済大国となつたアメリカにとつて、さらに第二次大戦下の戦時経済で膨大化した生産と雇用を戦後に維持するためにも、植民地を独立させ、宗主国の鎖から断ち切る必要があつた。そして、その資源を信託統治のもとで管理することによつてアメリカの資源への接近が容易になるからであつた。⁶¹

それと同時に、高揚するアジアのナショナリズムのなかで、戦後の植民地の政治的な独立が経済的な孤立主義を招く恐れもあつた。政治問題小委員会でも、戦後に植民地宗主国に代つてこれら現地の民族による資源の独占が世界経済の再建

と貿易に大きな障害となることが憂慮されていた。⁶² 信託統治制度はこうした植民地宗主国やアジアのナショナリズムによる植民地資源の独占を排除し、自由な取引きへの道を開くものだったのである。

ともかく、こうして八月八日の政府問題小委員会は、アメリカ政府の極東政策に関する基本原則として、アメリカ政府は極東の人々の解放に努力し、この原則を實行する上で二つの目的を達成するために、国際的な信託統治が樹立されるべきであるという点で合意に達したのである。その二つの目的とは、既に明らかのように地域の住民が政治的に成熟するよう支援し、地域の原材料をすべての人々の利益のために管理することであつた。

この原則が適用される地域としては朝鮮、インドシナ、マレーシア、ビルマ、オランダ領西インド諸島、ポルトガル及びオランダ領チモール、オーストラリア領ニューギニアなどが上げられた。そして、信託統治に参加する国々については、南アジア地域はイギリス、オランダ、ポルトガルなどの植民地国のほかに、オーストラリア、ニュージールランド、アメリカが入り、インドシナにはこれら諸国に加えてフランスが含まれていた。⁶³

この政治問題小委員会での検討を受けて新たに設けられた国際組織特別小委員会 (Special Subcommittee on International

at Organization)では信託統治に関する文書の作成が行われ、國務省の戦後計画立案過程に信託統治制度が組み込まれていくこととなったのである。そして、同文書にはいく度もの修正が加えられた後、翌年八月に開かれるケベック会議の議題草案としてまとめられていくのである。

第三節 朝鮮と信託統治

既に見たように、当初信託統治制度は領土の帰属をめぐる争いを防止するとともに、植民地が独立するまでの間地域住民の保護と教育を行うことを主な目的として、ローズベルトの発想から生み出されたものであった。つまりその本来の動機は、ウエルズの言葉を借りれば、「利他主義あるいは理想主義に基づいているだけでなく、安全保障上の考慮から導かれた」ものであった。もちろん、政治問題小委員会の場で明らかにされたように、信託統治によって植民地資源の独占が排除されることで、アメリカにもたらされる経済的波及効果も見逃すことは出来ないであろう。

ウエルズは、このローズベルトの構想を國務省の戦後計画立案過程に反映させようと努め、そのなかで朝鮮に対する信託統治制度の適用という問題が提議されたのである。彼が政治問題小委員会で朝鮮に信託統治制度を適用する可否を問うたのは、当時朝鮮人の自治能力に対する懸念がアメリカ政府

内部に存在したためであり、また日中ソという列国の狭間で朝鮮が置かれた歴史的・地理的環境のためであった。そうした意味では、朝鮮は信託統治制度を適用するうえで非常に適した地域であった。

朝鮮人たちの自治能力に対するアメリカ政府の懸念は、一九四二年二月國務省極東部のラングドン (William R. Langdon) が作成した朝鮮に関する報告書のなかで明らかにされていた。この報告書によれば、朝鮮人の大多数は文盲で貧しく、政治的経験も乏しいうえに、経済的に立ち遅れているとされていた。そして、朝鮮人は三十七年もの間自ら統治した経験がなく、現代的な経済を運営したこともなく、彼ら自分たちの国を守り、治めることが出来るまでには少なくとも一世代はかかるだろうし、その間彼らには大國による保護と指導が必要であるというものであった。

また、ウエルズ自身、朝鮮が信託統治を必要とする地域であると考えていた。彼は朝鮮について、「およそ三十五年の間、朝鮮は日本の支配下にあった。現地の住民は怠惰ではあるが自治能力を再び回復させることは出来る。しかし、自治を可能にするためにはある程度の過渡期が必要である。もし、朝鮮が直ちに独立国となったら、それは平和に対して現実的な危険をもたらすかも知れない」と自らの考えを明らかにしている。

ウェルズによって信託統治の適用が提議された八月一日の政治問題小委員会の場でも、朝鮮人の自治能力が問題となった。極東問題の専門家として意見を求められたホーンベック (Stanley K. Hornbeck) 極東部長は、朝鮮が日本や中国の干渉を受けてきた歴史について簡単に説明し、現在も朝鮮が三十数年以上もの間日本の支配下に置かれてきたことを指摘した。そして、その間日本人は朝鮮人が高等教育を受ける機会をなくしただけでなく、政府や商業を自分たちが掌握し、朝鮮人を奴隷の地位に落としめようとしてきたと語った。さらに彼は、朝鮮人は現代的な政治的方法についての経験がなく、四十年以上もの間自分たちの政府を持たなかったために、朝鮮人が民主主義への準備が出来ていとは思えないと述べたのである。そして、朝鮮が王国に戻るのとは不可能であるために共和国の形態での民主主義を試みられなければならないが、彼らが最初から自分たちの問題を自ら扱う資格があるか否かが疑問であるとして、彼もまた朝鮮人の自治能力に対する懸念を表明したのである。

こうした認識にもとづいて彼は将来の朝鮮の処遇について、「ロシア、日本、中国が朝鮮に関心をもっている。もしわれわれが朝鮮をある種の後見のもとにおくとしたら、ロシアと中国はおそらく後見人になる権利を求めめるであろう。このときアメリカの役割について問題が生じてくる」と述べた。

そして、朝鮮を国際的な後見制度あるいは委任統治のもとにおくなどの可能性をあげたが、どの国がこうした役割を担当するかなど大きな問題が残ると指摘したのである。

こうして小委員会では朝鮮人には自治能力がないという前提のもとに検討が加えられ、そのため委員のなかから中国を指導者とする連邦制を樹立し、そこに朝鮮を組み入れる意見まで出された。このときウェルズは再び信託統治制度を取り上げ、朝鮮に適用しうることを訴えた。そして、信託統治の参加国としては朝鮮に直接に利害関係を有する中国とソ連をあげ、アメリカもこれに参加できるとしたのである。

しかし、結局この日の会議では朝鮮には国際的な管理が必要であるという点で一致したほかは戦後の取り扱いについて具体的に決するまでには到らなかった。そして、最終的に「朝鮮が解放後直ちにさまざまな問題を独自に処理できるかどうか疑問とされた。ある種の国際的な補助ないしは後見が付与されるかもしれない。朝鮮と最も密接な関係を有するロシアと中国はこのことに特別な責任を持つとすることであろう。アメリカもまた発言権を有するであろう。中国が穏やかな連邦制となった場合、おそらく朝鮮はそれに加わるかも知れない」という結論が採択されるにとどまったのである。

朝鮮に信託統治を実施することが小委員会で具体的にまとまったのは次の八月八日の会議においてであった。この日、

アジアの他の地域の植民地を取り扱ううえで信託統治制度を幅広く利用することが検討され、このなかで朝鮮もまた中国、ソ連、アメリカが参加する信託統治のもとに置くことで一応の合意がなされたのである。⁽⁷³⁾

この政治問題小委員会での合意は国際組織特別小委員会によって文書化され、東南アジアや太平洋上の島々の植民地まで信託統治が実施される地域として含まれることになったのは既に見たとおりである。

この国際組織特別小委員会によって作成された文書を見ると、朝鮮は信託統治を実施する地域のひとつとして、独立に先立って一時的に中国、ソ連、アメリカの三国で構成される地域管理委員会によって統治され、独立後は中国との密接な経済的結び付きをもつと規定されていた。⁽⁷⁴⁾

こうして戦後計画の立案過程のなかで、戦後朝鮮に米中ソの三国による国際的な共同管理のもとで信託統治を実施することが国務省の方針として確立されていったのである。

この間の政治問題小委員会では信託統治制度のもつもう一つの役割、つまり植民地資源の管理という点から朝鮮が省みられることはなかった。それは、当時アメリカにとって朝鮮は経済的に魅力ある市場とはいえなかったためである。戦前のアメリカの貿易量全体に占める朝鮮の比率はとるにたらないものであり、また資源として注目されたのは金鉱だけで、

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

他に産業に必要な天然資源はないと判断されていたのである。⁽⁷⁵⁾

朝鮮に対する信託統治の共同管理国としてアメリカ以外に中国とソ連があげられたのは、次の二つの理由によるものと思われる。その一つは、朝鮮を巡る地域紛争を回避するためである。先のホーレンベックの発言やハルの大統領宛書簡などでも明らかのように、中国とソ連が朝鮮に密接な利害関係を有していることは広く国務省のなかで認識されていた。ウェルズは、もし朝鮮がソ連の統治のもとに置かれたら、中国はたいへん脅威に感じるであろうし、その逆に中国が朝鮮を統治した場合、ソ連もまた同じ反応をするであろうと懸念した。そのため、そうした国家間の紛争を避け、安全を確保するためにも連合国の行政機関によって統治されなければならないと政治問題小委員会で訴えたのである。⁽⁷⁶⁾

また、同じく彼が小委員会で、ソ連が対日戦争に参戦しない場合でも朝鮮の信託統治に参加させることを明確にしているのは、関係諸国間における利害対立の防止という配慮が働いていたからである。⁽⁷⁷⁾

さらにもう一つの理由は、ソ連に対する潜在的な警戒感からきていた。ソ連領内には思想的にソ連に近い朝鮮人グループの存在することが既に報告されている。国務省が大韓民国臨時政府の承認をためらったのも、ソ連がそうしたグループ

を支援することを憂慮したのが一つの要因であったことは前述の通りである。ウエルズは、中国政府もソ連の今後の行動に対してある種の懸念を抱いているという事実を小委員会に明らかにした。しかし彼は同時に、中国政府はアメリカと中国がソ連を十分コントロールできると考えていることを打ち明けてもいる。⁽⁷⁸⁾

ソ連の行動を米中両国が協力して牽制するというこうした中国政府の思惑はアメリカ政府についてもいえることであつた。この頃、ローズベルトは戦後に中国を大国の一員に加え、米、英、ソの四カ国が全世界のために警察機能を果たすという構想を掲げていた。こうした構想の背景には、万一ソ連との間に政策に関して重大な衝突が生じた際、中国はまちがひなくアメリカ側につくとの判断が働いていたのである。⁽⁷⁹⁾

つまり、朝鮮を信託統治のもとで共同で管理することによって、利害関係国間の紛争を防止すると同時に、特に米中両国の協力によってソ連の朝鮮に対する不穏な行動を抑止することが可能となるのである。

朝鮮に信託統治を実施するうえで次に問題となつたのは、共同管理国の一員にイギリスを参加させるか否かであつた。この問題は翌年の三月十三日に開かれた政治問題小委員会に取り上げられた。まず、ウエルズから中国政府の見解として、中国は出来るだけ早く朝鮮の独立を望んでおり、そのために

は信託統治を実施することが効果的であること、信託統治機関は中国、ソ連、アメリカの三国で構成されることが最も効率的であることなどがあげられ、これらの点について検討することを求めた。このときウエルズは、中国がイギリスの参加を望んでおらず、国際信託統治を通じて二十五年以内に早期に朝鮮を独立させるという中国政府の希望を同時に明らかにした。その理由として彼は、南アジアにおいて中国とイギリスは多くの点で見解の対立を見せており、イギリスの勢力が北アジアにまで拡大したなら中国の利益が害されるためであると推測している。

そして、イギリスが朝鮮の信託統治への参加を要求して来るか、というコナリー (Tom Connally) 上院議員の質問に対してウエルズは、イギリスは信託統治に参加するよりもっと多くのほかのことを望んでいるとの考えを示し、イギリス政府が参加に積極的でないことをほのめかしたのである。⁽⁸⁰⁾

結局、この日の会議では、イギリスは信託統治から除外されることに抵抗するかも知れないが、イギリスが除外された責任をアメリカが負うことのないよう注意すべきだという点で意見がまとめられた。しかし、イギリスは南アジアの問題により関心を持っているため、朝鮮の信託統治への参加を強く求めることはないであろうとの判断からイギリスを積極的

に参加させようとはなされなかつたのである。⁽⁸¹⁾

國務省の諮問委員会内部で朝鮮に対する戦後の方針が定まりつつあつた頃、ローズベルトは朝鮮の戦後問題に関して彼の考えを明らかに始めた。彼は十二月末に中国国民政府の蔣介石にあてたオーウェン・ラティモア (Owen Lattimore) の手紙を介して朝鮮問題に言及し、ソ連を孤立化させることは緊張緩和よりも、緊張を激化させる危険があるとの理由から、朝鮮の独立というような問題にソ連を除外することは望ましくないとの考えを示唆した。⁽⁸²⁾

また、一九四三年二月二十二日にホワイトハウスで開かれた会議では朝鮮に信託統治が実施されるべきであるとハルやウエルズに語っている。

そして、このような経緯を経て一九四三年三月ローズベルトは戦後の朝鮮に信託統治制度を適用する考えのあることをイギリス政府に明らかにしたのである。同月二十七日イーデン (Robert A. Eden) 英外相との会談でローズベルトは、満州、朝鮮、台湾、インドネシアなどの問題を取り上げ、満州と台湾を中国に返還し、インドシナと朝鮮に信託統治を実施する提案を行った。特に、朝鮮については中国とアメリカ、それにその外の一つか二つの国が参加する国際信託統治のもとに置くこと述べたのである。これらローズベルトの提案に対してイーデンは好意的な態度を示したとされている。⁽⁸³⁾

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

アメリカ政府はこのイーデンとの会談によってイギリスが戦後の朝鮮に信託統治を適用するというアメリカ側の提案に同意したものと受け取った。三月二十九日ウエルズがローズベルト・イーデン会談の結果を中国政府の宋外相に伝えるなかで、極東および太平洋において、戦争に勝利した後取られる措置に関してアメリカ、イギリス、中国のそれぞれの政府の見解が一致しているとの考えを述べた。そして、朝鮮については暫定的な信託統治のもとで独立国を樹立することのでわれわれのすべてが同意しているとしたのである。⁽⁸⁴⁾

さらに彼は、四月十日の政治問題小委員会の場でもアメリカ、中国、イギリスの三国は朝鮮を完全な独立に導く過渡期の間、信託統治を適用する必要性のあることに合意していることを明らかにした。そして、ソ連もまたこの案に同意するであろうと思うと述べたのである。⁽⁸⁵⁾

こうした動きを受けてハミルトン (Maxwell M. Hamilton) 極東部長は、バリー (Adolf A. Berle, Jr.) 國務次官補を通じて大韓民国臨時政府の承認問題に関して改めて中国大使にアメリカ政府の見解を伝えるようハルに進言した。⁽⁸⁶⁾

この結果、バリーは五月十二日駐米中国大使を國務省に招いて朝鮮問題について話し合った。このとき彼は大韓民国臨時政府の承認問題について、いまだ解放されていない数多くの国があり、それらの住民のグループが臨時政府の承認を求

めるために活動を行っていると述べた。そして、どこか国の臨時政府を承認することはこの種の要求を増加させることになりかねないという理由を示し、戦後朝鮮は独立するものと思われるが、承認問題はしばらくの間凍結させておくほうがよいとするアメリカ政府の意向を伝えたのである。

こうして、一九四三年半ばにして朝鮮に対する信託統治制度の実施という方針は國務省内部での計画の段階から、米英中の連合国間の相互の合意という段階へと進展した。もちろんこうした合意は正式な文書によって行われたものではなく、あくまでも政府間での了解という形式にとどまった。そのため、アメリカ政府はこれ以後も朝鮮に対するアメリカの方針に関係各国からの支持を得るよう働きかけていくのである。

結 び

以上でみたように、アメリカが参戦した一九四一年十二月から一九四三年五月までの時期は、アメリカの戦後朝鮮政策の起点ともなった重要な時期である。

この間に朝鮮に戦後信託統治が実施されることが決定し、大韓民国臨時政府の承認問題及び、朝鮮の独立公認問題は適切な時期まで凍結されることとなった。

朝鮮に信託統治が適用されるようになったのは、信託統治

制度そのものがもつ利点に根ざしていた。

ローズベルトが本来信託統治制度に期待したのは、特定の領土をめぐる利害関係国間の紛争をそれら複数国家が共同で管理することによって回避しようとした点にある。

この後、彼は領土問題を処理するだけでなく、戦前から抱いていた植民地住民の保護と教育という役割を信託統治制度のなかに見出し、自らの戦後構想の一環としてこれを利用してしようとしたのである。

彼のこの考えはウエルズによって國務省の戦後対外政策に関する諮問委員会に反映され、戦後幅広い地域にその適用が検討されるようになった。そして、このなかで朝鮮はその自治能力に対する懸念と、常に日中ソ間の紛争の種となってきた歴史的・地理的環境から、信託統治の実施に適した地域として登場したのである。

一方、アメリカ政府内部には中国と同様、ソ連領内に朝鮮人によって構成される軍隊が存在していることから、ソ連が彼らを利用して影響力の行使を図るのではないかとの不安を抱いていた。このため、朝鮮を信託統治によって共同管理することで、アメリカと中国が協力してソ連の行動を抑止出来るとの期待もあったのである。

しかし、この後ソ連の朝鮮への影響力行使に対するアメリカ政府の不安は、戦争終結と東欧情勢の展開によってますます

す増大し、信託統治制度の本来の目的であった住民の教育・保護に比べて、ソ連の行動からくる脅威を抑止するという役割が、より大きな比重を占めていくことになるのである。

〔注〕

(一) U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下 FR 省略) *Conferences at Cairo and Tehran, 1943*, Washington, U. S. Government Printing Office, 1961, p. 448. カイロ宣言が作成される過程については *ibid.*, pp. 309-404 を参照。

(二) 例えは、小此木政夫『朝鮮戦争』、中央公論社、昭和六十一年。Bruce Cummins, *The Origins of the Korean War*, New Jersey: Princeton University Press, 1981, James I. Matray, *The Reluctant Crusade, Honolulu: University of Hawaii Press, 1985*, Soon Sung Cho, *Korea in World Politics 1945-1950*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1967. 論文では、小此木政夫「米国の戦後朝鮮構想」、『国際問題』、第二〇九号、一九七七年。小野田求「第二次世界大戦中におけるアメリカの朝鮮独立―国際信託統治政策の本質―」、『朝鮮歴史論集』、下巻、龍溪書舎、一九七九年などを参照。しかし、朝鮮に対するアメリカの信託統治政策を詳細に扱ったものとして、William G. Morris, *The Korean Trusteeship, 1941-1947: The United States, Russia, and the Cold War*, Ph. D. dissertation, University of Texas, 1974. があるが、本書は信託統治制度が国務省の戦後計画及び朝鮮政策のなかに利用されるようになった過程についての説明が不十分である。

(三) 第二次大戦以前のアメリカの朝鮮政策については Foreign Policy Studies Branch, *United States Policy Regarding Korea 1834-1947*, May 1947, Record Group (以下 R. G. 省略) 59, Box 2, National Archives and Record Administration, Washington, D. C. (以下 N. A. 省略) を参照。

第二次大戦中のアメリカの対朝鮮政策

(4) U. S. Department of State, "Contribution of Background Information to Preliminary Draft of Policy Paper on Korea", Office of Research and Intelligence, May 27, 1946 (以下 Background Information 省略), National Archives Microfilm Publication M-1221, Intelligence Reports, 1941-1962, No. 3757, N. A. p. 8.

(5) P-241 "Official Statements and Views Pertaining to the Far East (September 1939 to date)", August 26, 1943, RG, 59, Record of Harry A. Nutter, 1939-45 (以下 Nutter File 省略) Box 58, N. A., p. 38. Franklin D. Roosevelt, *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, comp. Samuel I. Rosenman, 13 vols., Russell & Russell, 1969 (以下 Public Papers 省略) vol. 1942, pp. 105-117.

(6) 大韓民国臨時政府の成立活動については、李炫熙『大韓民国臨時政府史』、集文社、1981、一九八三年が詳しい。

(7) FR 1942, vol. 1, pp. 859-860.

(8) *ibid.*, pp. 858-859.

(9) *ibid.*, pp. 862-864.

(10) 世界各国の独立・解放運動グループに対するアメリカ政府の態度については "Policy Regarding 'Free Movement' in the United States", U. S. Department of State Bulletin, December 13, 1941, pp. 519-520. FR 1942, vol. 1, p. 864 (脚注 1) を参照。

(11) FR 1942, vol. 1, pp. 863-864.

(12) *ibid.*, p. 864.

(13) *ibid.*, pp. 866-867.

(14) *ibid.*, pp. 867-869.

(15) *ibid.*, pp. 870-872.

(16) 中国の中国の会議の内容はガウス大使によってハル国務長官に伝えられた。*ibid.*, p. 869. それまでの中国政府はアメリカやイギリス政府と同様に朝鮮人グループに対して正式な承認を行うことをためらっていた。*ibid.*, p. 866.

- (17) *ibid.*, pp. 872-873.
- (18) *ibid.*, p. 873.
- (19) *ibid.*, pp. 873-875.
- (20) *ibid.*, p. 875.
- (21) Elliott Roosevelt ed., *F. D. R. His Personal Letters*, 4 vols., Duell, Sloan & Pearce, 1947-1950 (以下 FDR, Personal Letters と略す), vol. II, pp. 1275-1276. また、入江昭『日米戦争』、中央公論社、昭和五十三年、一〇三—一〇八頁も参照。
- (22) Office of Coordinator of Information, "Potentialities of Korean *Help Against Japan*", Report No. 41a, April 25, 1942, Intelligence Reports 1941-1961, M-1221, National Archives Microfilm Publication. (以下 OCI, Potentialities of Korean Help と略す) 同じく宋外相のローズベルト宛書簡 FR 1942, vol. I, p. 868, を参照。
- (23) FR 1942, vol. I, pp. 876-877. しかし、行ったアメリカ政府の努力も朝鮮人同士の非妥協的な態度のために失敗に終わっている。 *ibid.*, pp. 877-878.
- (24) OCI, *Potentialities of Korean Help*, p. 4.
- (25) 参戦後に国務省の戦後対外政策に関する諮問委員会で本格的に戦後計画が検討され始めたのは次第でも述べたように一九四二年三月初め頃であり、しかも当初はヨーロッパ問題を中心に進められた。詳しへは Harley A. Notter, *Postwar Foreign Policy Preparation: 1939-1945* (以下 Notter, PFPF と略す), Department of State, Publication 3580, 1949, Washington, D. C., p. 67 以下参照。
- (26) 一九四二年一月に発表された連合国宣言に支持を表明し、宣言への署名を求めた独立・解放運動グループに対する態度にもアメリカ政府の慎重さが窺える。FR 1942, vol. I, pp. 29-30, 32-33, 35-37. Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, 2 vols., New York: Macmillan Co., 1948 (以下 Hull Memoirs と略す), vol. II, pp. 1125-1126.
- (27) 一九四二年一月国務省のホーンベック極東部長とアルジャー・ヒスの両名は李承晩と会談し、現段階で朝鮮政府を認めることはソ連を刺激することになると述べた。また、対日戦に参加していないソ連が議論に加わることが出来ないため、それらの問題をいま取り上げることは時期尚早であり、ソ連の利益を無視することは出来ないとの考えを明らかにしている。Robert T. Oliver, *Syngman Rhee: The Man Behind the Myth*, London, Robert Hale Limited, 1955, pp. 177-178.
- (28) Hull Memoirs, vol. II, p. 1482. また、次節参照。
- (29) Hornbeck Memo, Morris, *op. cit.*, p. 19.
- (30) FR 1942, vol. I, p. 871.
- (31) この諮問委員会のごとくは Notter, PFPF, p. 69.
- (32) *ibid.*, pp. 81-84.
- (33) FR 1942, vol. II, pp. 580-581.
- (34) 一九四一年三月に彼は「地球上には同じ仲間に対して主人として仕えるのに適した人種などいままであり得なかったし、現在も存在しない。また、これからも存在しないであろう。……われわれはどのように小さな国民である、彼ら自身の国家のための固有の権利を持っていることを信じて」と語っている。Public Papers, vol. 1941, p. 69. その後、ローズベルトは大西洋会談に臨んで息子のエリオットに、「私はイギリスに植民地の人々に勝手なことをさせるために、アメリカが彼らへの戦争で援助するものではないことをアメリカの大統領として言おうと思っている」と語っている。Elliott Roosevelt, *As He Saw It*, New York: Duell, Sloan and Pearce, 1946, pp. 24-25, 38. このエリオットのローズベルトに関する記述については必ずしも全面的に信頼出来るものではないと思われる。しかし、ローズベルトが植民地に関してもついていた考えについては、かなり正確な記述であると認められてゐる。Foster Rhea Dulles & Gerald E. Ridinger, "The Anti-Colonial Policies of Franklin

- D. Roosevelt, *Political Science Quarterly*, vol. LXX, No.1, 1976ch 1955, pp. 4-5.
- (35) Franklin D. Roosevelt, *Complete Presidential Press Conference of Franklin D. Roosevelt*, 8 vols., New York: Da Capo Press, 1972 (以下「Press Conference」を「十」) vol. 1942, 2 January, vol. 1942, 27 October, *Public Papers*, vol. 1942, p. 115. *Hull Memoirs*, vol. II, pp. 1478, 1484.
- (36) Warren F. Kimball ed., *Churchill & Roosevelt: The Complete Correspondence*, 2 vols., New Jersey: Princeton University Press (以下「C. & R. Complete Correspondence」を「十」) , 1984, vol. I, pp. 400-402, 13-14. この書簡は結尾送られなかった。
- (37) *ibid.*, pp. 402-404. *FR 1942*, vol. I, pp. 615-616. Robert E. Sherwood, *Roosevelt and Hopkins: An Intimate History*, New York: Harper & Bros., 1948, pp. 511-512.
- (38) ナリンプス交渉に関するアメリカ側の史料については、*FR 1942*, vol. I, pp. 619 以下を参照。また、Sherwood, *op. cit.*, p. 524.
- (39) *Hull Memoirs*, vol. II, p. 1486.
- (40) *FR 1942*, vol. I, pp. 633-635. C. & R. *Complete Correspondence*, vol. I, pp. 446-449. ローズベルトの書簡に対してチャーチルは当初、もしアメリカの世論を和らげるためなら、自分は首相からの辞任をも辞さないが、イギリス政府の態度は変わらないと強硬な態度を見せた。*ibid.*, pp. 447-448. Sherwood, *op. cit.*, pp. 529-530, 544. 先に先立つ一九四二年末にも、ワシントンを訪れたチャーチルがインド問題を持ち出したが、彼の猛反対にあい、すぐに話を打ち切った。*Hull Memoirs*, vol. III, p. 1485. Winston S. Churchill, *The Second World War*, 6 vols., London: Cassell, 1950, vol. 4, *The Hinge of Fate*, p. 209.
- (41) 逆に、イギリス政府はアメリカが打ち出した信託統治構想をアメリカの膨張主義の隠れ裏であると判断していた。Wm. Roger Louis, *Imperialism at Bay 1941-1945*, Oxford: The Clarendon Press, 1977, pp. 8, 30-31.
- (42) *FR 1938*, vol. II, pp. 84, 116-119.
- (43) Elliott, *Personal Letters*, vol. II, p. 909.
- (44) Noller, *PFPP*, p. 35.
- (45) *FR 1942*, vol. II, pp. 581.
- (46) *Public Papers*, vol. 1942, p. 475.
- (47) Franklin D. Roosevelt, "Our Foreign Policy", *Foreign Affairs*, vol. VI, April, 1928, p. 574.
- (48) *Press Conference*, vol. 1940, 8 April.
- (49) Ruth B. Russell, *History of the United Nations Charter: The Role of the United States, 1940-1945*, Washington: Brookings Institution, 1958, p. 43.
- (50) ウェルズは国務省における大統領の代理人としての存在であり、イギリス政府も彼をローズベルトの右腕として認めていた。五百旗頭真『米国の日本占領政策』上・下巻、中央公論社、昭和六〇年、上巻、七六頁。Louis, *op. cit.*, p. 154. ウェルズは、ローズベルトがモロトフとの会談で四大国構想を明らかにする前に、諮問委員会を連合国機構案を提示し、その執行委員会を四大国で構成する考えを既に披瀝していることから、彼と大統領との意思の疎通が早くから図られていたものと思われる。五百旗頭、前掲書、上巻、二四七頁。また、中国を連合国の主要な一員として考えていたこともローズベルトと共通していた。P. Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (minutes), RG-59, Noller File Box 55, N. A., p. 12. P. Minutes は会議の内容を記した議事録 (minutes) を、それをまとめたもの (summary) との二種類がある。以下 P. Minutes を引用する際には (minutes) と (summary) に分けて記す。
- (51) ウェルズはソ連が国際信託統治制度の考えに同意し、この件についてアメリカを支援する意思のあることを明らかにしたと政治小

- 委員会で述べらるゝ。P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (minutes). RG. 59. Notter File Box 55. N. A., p. 2.
- (78) 政治問題小委員会はハル國務長官、ウェルズ國務次官らをはじめ、ロナリール上・下院議員、バーリラ國務省官史などにて構成されたが、その日の議題にまぎって多少出席者の顔ぶれがかわるゝことがあつた。詳しては Notter, P P P, p. 97-98.
- (79) P Minutes 20, Meeting of August 1, 1942 (minutes). p. 16. P Minutes 51. Meeting of April 10, 1943 (minutes). RG. 59. Notter File Box 56. N. A., pp. 9, 11.
- (75) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (summary). RG. 59. Notter File Box 55. N. A. P Document 34 "Tentative Views of the Subcommittee on Political Problems (March 7-August 8, 1942)", August 12, 1942. RG. 59. Notter File Box 55. N. A., p. 8.
- (75) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (minutes). p. 7.
- (99) *ibid.*, pp. 11, 15.
- (75) P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (minutes). p. 3.
- (88) *ibid.*, p. 6.
- (89) P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (minutes). pp. 11-12.
- (89) P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (summary). RG. 59. Notter File Box 55. N. A.
- (79) ロースヘルトは戦後のアメリカ経済の維持に強く関心をもち、そのために自由貿易の必要性を繰り返して述べらるゝ。 Elliott, *Personal Letters*, vol. II, pp. 1471, 1546-1547. Elliott, *As He Saw It*, pp. 24-25. *Public Papers*, vol. 1936, pp. 290, 607. vol. 1940, p. 5. vol. 1943, p. 573. vol. 1944-45, pp. 138-140, 296, 373, 503-504.
- (89) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (Minutes). p. 17.
- (89) P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (summary). P Document 34 "Tentative Views of the Subcommittee on Political Problems (March 7-August 8, 1942)", pp. 8-9.
- (64) 当初、国際組織特別小委員会で作成された文書では、植民地を委任統治領ならすべとの従属地に信託統治制度を実施することを原則としていたが、後に植民地と委任統治領などが区別される適用がなされた。Notter, P P P, p. 110. 他に P Document 118, 123, 123a, 123b. RG. 59. Notter File Box 54. 55. N. A. を参照せよ。
- (99) P Document 123c. "International Trusteeship", April 15, 1943. RG. 59. Notter File Box 131. N. A. *FR Conferences at Washington and Quebec*, pp. 720-727.
- (99) P Minutes 51. Meeting of April 10, 1943 (minutes). RG. 59. Notter File Box 55. N. A., p. 11.
- (69) *ibid.*, pp. 9-11.
- (89) Morris, *op. cit.*, pp. 14-15. Matray *op. cit.*, pp. 8-9.
- (69) P Minutes 51. Meeting of April 10, 1943 (minutes). p. 10.
- (70) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942. p. 8.
- (71) *ibid.*, pp. 10-11.
- (72) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (summary).
- (73) P Minutes 21. Meeting of August 8, 1942 (summary).
- (74) P Document 118. October 21, 1942. RG. 59. Notter File Box 55. N. A., p. 7.
- (99) P Minutes 20. Meeting of August 1, 1942 (minutes). p. 9. Foreign Policy Studies Branch, *United States Policy Regarding Korea 1834-1941*, pp. 37-38.
- (79) P Minutes 51. Meeting of April 10, 1943 (minutes). pp. 9-10.
- (77) P Minutes 47. Meeting of March 13, 1943 (minutes). RG. 59. Notter File Box 55. N. A., p. 9.
- (78) *ibid.*, p. 8.
- (76) ロースヘルトは小国が軍備を撤廃する代わりに、大國が安全保障を維持するといふ考えのもとに四大國警察官構想を打ち出した。Talk with F. D. R. 1942-1944. "Passages in the Minutes of Advisory

- Committee and Its Subcommittees Reflecting Consultation with President". RG. 59. Noter File Box 54. N. A. p. 3. FR 1942, vol. III, pp. 568-569, 572, 580. Talk with F. D. R. 1942-1944 三冊を構成されたもの。他に“無題”(題が書かれていないもの)と“Indications of Contact with President on Post-War Matters”がある。
- (86) P Minutes 47, Meeting of March 13, 1943 (minutes), pp. 8-9.
- (87) P Minutes 47, Meeting of March 13, 1943 (summary), RG. 59. Noter File Box 55.N.A.
- (88) FR 1942, China, p. 186.
- (89) Talk with F. D. R. 1942-1944, “無題”, p. 2.
- (84) FR 1943, vol. III, p. 37. しかし、イーデンは後に信託統治制度に反対する見解を明らかにしている。Hull Memoirs, vol. II, p. 1237. Anthony Eden, *Memoirs: The Reckoning*. Boston: Houghton Mifflin Co., 1965, pp. 438, 595.
- (85) FR 1943, China, pp. 845-846.
- (98) P Minutes 51, Meeting of April 10, 1943 (minutes), p. 9.
- (87) FR 1943, vol. III, pp. 1090-1091.
- (88) *ibid.*, 1092.
- (89) 戦後朝鮮の独立を認めるようになるのは後にカイロ会議が行われたものである。FR Conferences at Cairo and Tehran, 1943, pp. 448-449.

社会科学部研究科法学専攻(政治学)

五年生 平山 龍水